

4月 教育長 教育行政報告

令和 6 年

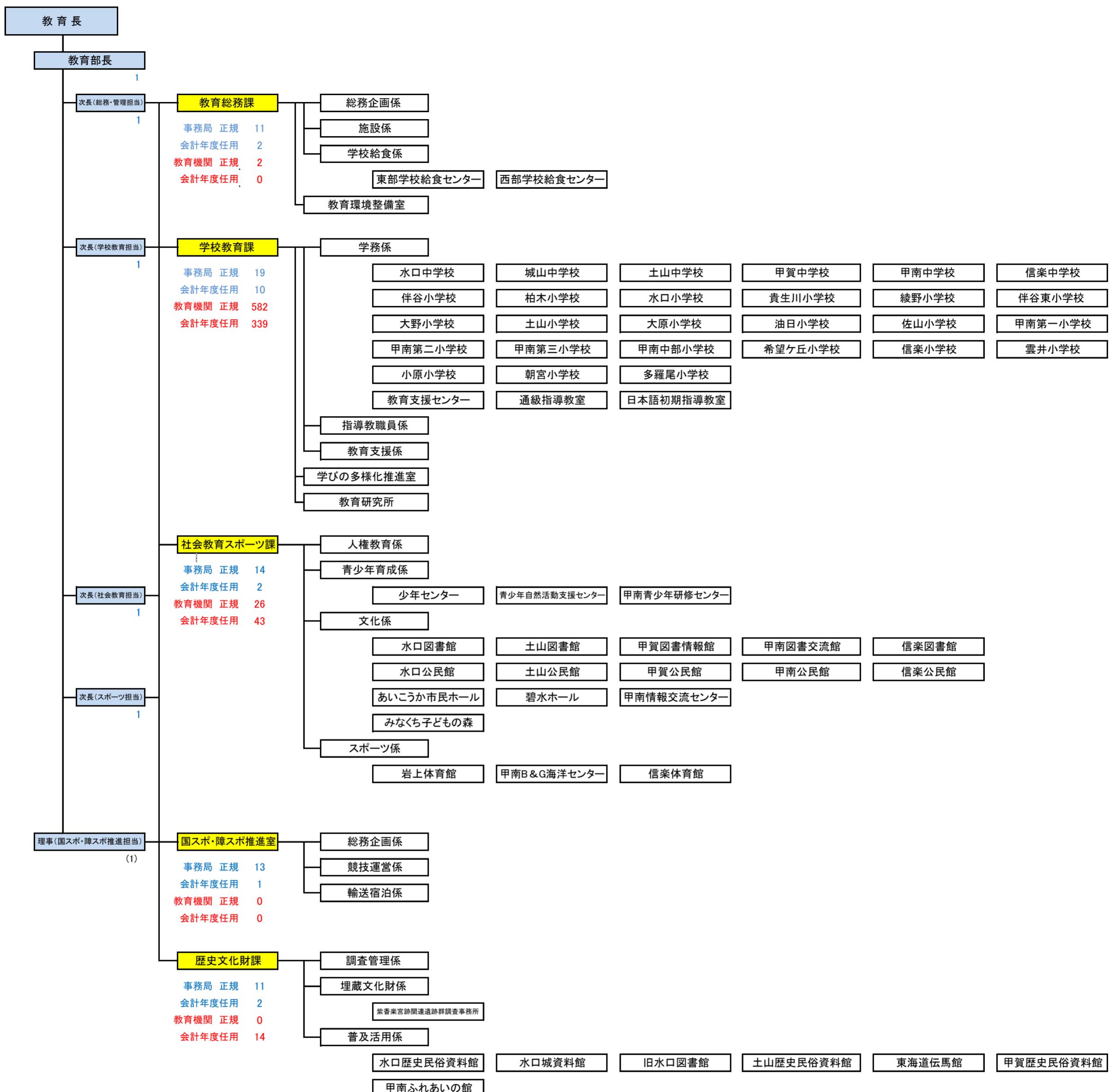
- 3月 28日 (木) 「レイクス・バスケットボール寄贈プロジェクト」住友電工
プリントサーキット・住友電工ウィンテックよりバスケット
ボール受領
- 29日 (金) 臨時学校経営等協議会
退職・市外転出教職員離任式
- 30日 (土) 第7回ジュニアゴルフ体験会
- 4月 1日 (月) 教育委員会事務局全体朝礼
甲賀市定期人事異動に伴う辞令交付式
部長会議
新規採用教職員辞令交付式並びに転入教職員着任激励式
- 2日 (火) 滋賀県教育委員会教育長及び文化スポーツ部長並びに関係課
挨拶
- 4日 (木) 第2回総合計画委員会
- 6日 (土) 咲くや鮎河さくらまつり
- 7日 (日) 2024甲賀市シニアベースボールリーグ開幕式
- 9日 (火) 甲南第三小学校入学式
土山中学校入学式
- 10日 (水) 第1回学校経営等協議会
甲賀農業協同組合より食育教材受領
- 11日 (木) 社会教育指導員会議
第6回甲賀市教育委員会委員協議会
- 12日 (金) 【&RESORT】オープニングパーティー
- 14日 (日) 第1回ダイヤモンドソサエティ杯U-12サッカー大会
決勝戦・閉会式
- 15日 (月) 部長会議
滋賀県教育行政重点施策説明会および滋賀県市町教育委員会委
員研修会
あいの土山マラソン滋賀陸協・甲賀市陸協合同打ち合わせ会
- 17日 (水) 第1回学校運営等協議会
- 18日 (木) 滋賀県水平社創立100年パネル展見学

甲賀市スポーツ推進委員委嘱式

- 19日（金） 新任教頭研修会（学校マネジメント研修）
水口神社例大祭宵宮祭
- 20日（土） 水口神社例大祭曳山出庫式・例大祭・曳山入庫式
よみがえれ水口岡山城 2024
- 21日（日） 甲賀市制20周年記念 びわ湖ホール声楽アンサンブル
“春”をおくるコンサート
- 22日（月） 滋賀県へき地教育振興協議会第1回全体教育長会
- 24日（水） 甲賀市地域学校協働活動推進委員委嘱状交付式
第5回甲賀市教育委員会定例会

甲賀市教育委員会事務局 組織体制

令和6年(2024年)4月1日現在



課:4 室(局内):1 所:1 室(課内):2 係:16

教育委員会事務局職員数 90 人
(うち会計年度任用職員 17 人)教育機関職員数 1,006 人
(うち会計年度任用職員 396 人)計 1,096 人
(うち会計年度任用職員 413 人)

議案第 48 号

臨時代理につき承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理につき承認を求めるについて

甲賀市学校運営協議会委員を解任することについては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第3号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第16条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和6年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第3号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

(解任日：令和6年3月31日)

	氏名	委員の構成	備考
1	玉井 正	土山小学校学校運営協議会	

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 前条の規定に反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 49 号

臨時代理につき承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理につき承認を求めるについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第6号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和6年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第6号別紙1

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	山田 稔	柏木小学校学校運営協議会	地域住民
2	福永佐栄子	土山小学校学校運営協議会	学識経験者

臨時代理第6号別紙2

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	谷口 昌江	綾野小学校学校運営協議会	学校運営活動者
2	山中 幸三	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適當と認める者
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 50 号

臨時代理につき承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀寿

臨時代理につき承認を求めるについて

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第5号

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

甲賀市付属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）第2条2項の規定に基づき、甲賀市教育支援委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和6年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第5号別紙

甲賀市教育支援委員会委員

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	太田 志朗	医師	太田医院
2	鳴戸 敏幸	医師	紫香楽病院
3	福永 佐栄子	学識経験を有する者	校長経験者
4	嘉瀬 英紀	関係教育機関の職員	県立三雲養護学校
5	橋本 泰志	関係教育機関の職員	甲賀市立伴谷東小学校
6	中嶋 政二	関係教育機関の職員	甲賀市立伴谷小学校
7	近藤 秀幸	関係教育機関の職員	甲賀市立柏木小学校
8	池田 修一	関係教育機関の職員	甲賀市立大野小学校
9	澤 明美	関係教育機関の職員	甲賀市立佐山小学校
10	中村 尚子	関係教育機関の職員	甲賀市立甲南第二小学校
11	上田 浩祥	関係教育機関の職員	甲賀市立信楽小学校
12	北條 浩章	関係教育機関の職員	甲賀市立甲賀中学校
13	辻森 みさき	関係教育機関の職員	甲南のぞみ保育園
14	木村 かおる	関係教育機関の職員	貴生川認定こども園
15	西田 ひとみ	関係行政機関の職員	あいみらい保育園
16	岩倉 美希	関係教育機関の職員	県立三雲養護学校
17	酒井 純子	関係教育機関の職員	甲賀市立大原小学校 (通級指導教室担当)
18	圖司 直子	関係行政機関の職員	すこやか支援課

【参考資料】

甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

- 2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

別表（第2条関係）

2 教育委員会の附属機関

甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適當と認める者	35人以内	1年
------------	--	---	-------	----

議案第 51 号

臨時代理につき承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理につき承認を求めるについて

甲賀市少年センター協議会委員の解囁については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第4号

甲賀市少年センター協議会委員の解囁について

甲賀市少年センター条例（平成17年第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員の別紙の者を解囁することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和6年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第4号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

解嘱日：令和6年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	高岡 景磯	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀警察署生活安全課
2	林 善彦	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀市少年補導（委）員会
3	池田 修一	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀市小学校校長会 (大野小学校)
4	赤尾 優文	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀市中学校校長会 (甲賀中学校)
5	岸村 米和	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立水口東高等学校)

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適當と認める者

議案第 52 号

臨時代理につき承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理につき承認を求めるについて

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第7号

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について

甲賀市少年センター条例（平成17年第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和6年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第7号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	杉橋 学	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀警察署生活安全課
2	中井 憲昭	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀市少年補導（委）員会
3	松永 大樹	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀市小学校校長会 (柏木小学校)
4	桑原 章哲	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀市中学校校長会 (城山中学校)
5	太田 義人	少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立水口東高等学校)

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に關係のある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適當と認める者

議案第 53 号

臨時代理につき承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理につき承認を求めるについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第8号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市スポーツ審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和6年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第 8 号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	奥嶋 たみ子	学識経験を有する者	甲賀市健康推進員連絡協議会
2	四谷 さおり	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 甲賀西保育園

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適當と認める者

議案第 54 号

甲賀市少年補導委員の解嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市少年補導委員の解嘱について

甲賀市少年センター条例施行規則（平成17年甲賀市教育委員会規則第16号）

第7条第2項の規定に基づき、甲賀市少年補導委員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第54号別紙

甲賀市少年補導委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

解嘱日：令和6年4月24日

No.	氏名	委員の構成	備考
1	大川 宜佐 (おおかわ ぎすけ)	甲賀警察署少年補導員会会則第4条 に基づき地域から推薦された者	信楽地域

【参考資料】

甲賀市少年センター条例施行規則

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

議案第 55 号

甲賀市少年補導委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市少年補導委員の委嘱について

甲賀市少年センター条例施行規則（平成17年甲賀市教育委員会規則第16号）

第7条第2項の規定に基づき、甲賀市少年補導委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第55号別紙

甲賀市少年補導委員

(任期：令和6年4月25日から令和8年3月31日まで)

委嘱日：令和6年4月25日

No.	氏名	委員の構成	備考
1	吹田 聖介 (ふきた きょうすけ)	甲賀警察署少年補導員会会則第4条に基づき地域から推薦された者	信楽地域

【参考資料】

甲賀市少年センター条例施行規則

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。